

件名	経営事項審査の申込方法について
受付日	令和4年12月19日
ご意見・ご提案の概要	<p>経営事項審査を申し込むためには、往復はがきで申し込まなければならない。わざわざ郵便局まで往復はがきを買いに行かなければならないし、今どき往復はがきなんてあり得ないと思う。せめて、メール等での申込みをさせてほしい。</p>
県の考え方	<p>当県では、建設業の働き方改革推進の一環として、申請者・許可行政庁の事務負担を軽減し、生産性の向上を図るため、また、新型コロナウイルス感染症の拡大等を踏まえ、非対面での申請手続を行うことができる環境を整備するため、令和5年1月10日から建設業許可・経営事項審査に係る電子申請を導入しました。</p> <p>経営事項審査の電子申請を利用される場合にあっては、土木事務所に対する予約は不要となり、往復はがきで経営事項審査を申し込む必要はありません。</p> <p>そのため、経営事項審査の電子申請による手続をご利用いただけましたら幸いです。</p> <p>【参考：岐阜県ホームページ】</p> <ul style="list-style-type: none">建設業許可・経営事項審査電子申請システムについて https://www.pref.gifu.lg.jp/page/263289.html経営事項審査の広場 https://www.pref.gifu.lg.jp/page/1892.html
担当課	県土整備部 技術検査課